

登記の申請（不動産関係）を検討されている方へ

—不動産の登記申請—

登記の申請は、司法書士などの資格者代理人に委任するか、又は申請人御自身が行うことができます。

ただし、申請人御自身が行う場合、登記の申請の種類によっては、内容が複雑なものや、多くの証明書等（遺産分割協議書、印鑑証明書、戸籍謄本、除籍謄本等）を必要とするもの、測量の技術を要するものなどがあり、相当の労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、[司法書士](#)や[土地家屋調査士](#)に申請手続を委任して行うことができます。

御自身で登記の申請をされるかどうかの御判断は、[登記申請書の作成方法](#)等を参考に御検討ください。

◎登記の申請を御自身でされる方は、次の注意事項を必ずお読みください。

1 登記の申請を御自身でされる場合は、御自身で登記申請書を作成の上、必要な添付情報とともに管轄する法務局（登記所）に提出してください。

なお、仙台法務局では、[登記申請に係る手続案内を予約制で行っています](#)。手続案内の御利用を希望される方は、窓口における申出又は電話によりあらかじめ予約されますようお願いいたします。

予約の受付は、登記手続案内日の1か月前から、行っています。

手続案内の内容は次のとおりです。

- ① 案内時間は、20分以内です（時間の延長はできません）。
- ② 御利用は、登記申請をされる方（親族を含む。）に限られ、本人確認を行います。
- ③ ホームページに掲載している書式等について、一般的な説明を行います（ホームページに書式を掲載していない登記手続については、案内を行っておりません。）。
- ④ 申請情報及び添付情報の内容の可否等について、事前に審査することはできません。
- ⑤ 登記原因事実や法律行為（契約）が有効か無効かの判断に関するアドバイスはできません。

2 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、御注意願います。